

第 142 回 科学技術部会	資料2-2
令和 6 年 12 月 12 日	

特定不正行為が認められた研究者に対する
競争的研究費の交付の制限について

特定不正行為が認められた研究者に対する競争的研究費の交付制限（以下「競争的研究費交付制限」という。）については、「厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 27 年 1 月 16 日付け科発 0116 第 1 号厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定。以下「不正対応ガイドライン」という。）において、配分機関等が厚生労働省の予算の配分又は措置により行われる全ての研究活動において特定不正行為に対する研究者等に措置を講じることができるよう、配分機関等の規程等を整備すること及び配分機関等が講じる措置の内容や措置の対象となる研究者の範囲について研究者及び研究機関があらかじめ承知して応募又は契約するように取り計らうこととしている。

競争的研究費交付制限の措置の内容や措置の対象となる研究者の範囲については、不正対応ガイドライン第 4 節 1 ③（ウ）において示しているところであるが、今般、不正対応ガイドライン第 4 節 1 ③（ウ）において引用する不正対応ガイドライン第 4 節 1 ③（ア）において措置の対象となる研究者として示している「特定不正行為があったと認定された研究に係る論文等において、特定不正行為に関与したと認定された著者」及び「特定不正行為があったと認定された研究に係る論文等の著者ではないが、当該特定不正行為に関与したと認定された者」（併せて以下「不正行為に関与した者」という。）並びに「特定不正行為に関与したとは認定されないものの、特定不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者」（以下「不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者」という。）に対するそれぞれの者に対する措置の考え方を示すこととした。

厚生労働省においては、厚生労働分野の研究活動において特定不正行為が認定された場合、下記 1 及び 2 の考え方を踏まえ、競争的研究費の交付の制限の措置を講じることとする。

記

1 不正行為に関与した者に対する競争的研究費交付制限の措置の考え方

不正行為に関与した者に対する競争的研究費交付制限の期間については、「競争的研究費の適正な執行に関する指針」（平成 17 年 9 月 9 日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ、以下「関係府省申し合わせ」という。）別表 2 における不正行為に関与した者ごとに、「行為の悪質性」及び「影響」から成る「不正行為の程度」を踏まえて表 1 のとおり整理する。

表 1 不正行為の程度及び交付制限期間の考え方

交付制限の対象者		不正行為の程度		交付制限期間	
		行為の悪質性	影響		
不正行為に関与した者	① 研究の当初から不正行為を行うことを意図した場合など特に悪質な者	—		10年	
	② 不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者	高	高	7年
			高	中	6年
			中	高	
			高	低	5年
			中	中	
			低	高	
			中	低	4年
			低	中	
	低	低	3年		
	上記以外の著者	—		2～3年	
③ ①及び②を除く不正行為に関与した者	—		2～3年		

「不正行為の程度」については、以下（1）及び（2）に示す「行為の悪質性」及び「影響」の考え方を基にそれぞれの程度を判断する。

（1）「行為の悪質性」の考え方

○指導的立場にある責任著者など（※1）が、不正行為を実施している場合、不正行為や不適切な行為を支持・指導している場合、研究を行わず複数の論文等を作成している場合などは、「研究の当初から不正行為を行うこと

を意図していた場合」に相当する悪質性を有するものとし、「特に悪質」に該当するものとする。

- 「故意」による不正行為が認められる場合は、「特に悪質」～「中」とし、「研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったこと」による不正行為の場合は、「中」～「低」とする。程度（特に悪質～低）の判断に当たっては、不正行為の常態化（不正論文等の数や不正論文等の掲載時期が複数年度に及ぶか否か）等を考慮する。
- 表2に示す「行為の悪質性」の考え方（例）を踏まえ、不正行為の程度を判断することを原則とする。表2によることが合理的でない場合は、不正調査においてその理由を示したうえで判断を行う。

※1：「指導的立場にある責任著者など」は、指導的立場にある責任著者に加え、研究機関等の部局等の上席の者や「特に悪質」に該当する行為を主導した研究者が著者になっている場合を想定。

表2 「行為の悪質性」の考え方（例）

程度	「行為の悪質性」の考え方（例）
特に悪質	<ul style="list-style-type: none"> ○研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合 ○競争的研究費交付制限を受けた後、再度不正行為を行った場合（ただし、下の（※2）の事由に該当する場合は、ただちに「特に悪質」とせず、個別に判断するものとする。） ○指導的立場にある責任著者などによる不正行為であって、以下のいずれかに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> ・不正な若しくは不適切な研究の実施、指示、指導により、複数の論文等を執筆・投稿した場合、もしくは、不正論文等の掲載時期が複数年度に及ぶ場合 ・研究室、研究グループぐるみの研究不正を主導し、複数の論文等を執筆・投稿した場合、若しくは、不正論文等の掲載時期が複数年度に及ぶ場合、又は、これらに相当する場合。 ・研究活動を全く行わずに、複数の論文等を執筆・投稿した場合、又は、これらに相当する場合（調査対象者が、根拠となる実験ノート・データ等を全く提出せず、研究実態が確認できない場合や、論文等の根幹をなす部分を適切な引用なく流用した場合を含む。）
高	<ul style="list-style-type: none"> ○指導的立場にある責任著者などによる不正行為であって、以下のいずれにも該当しないもの（上の「特に悪質」に該当しないもの） <ul style="list-style-type: none"> ・不正な若しくは不適切な研究の実施、指示、指導により、複数の論文等を執筆・投稿した場合、若しくは、不正論文等の掲載時期が複数年度に及ぶ場

	<p>合、又は、これらに該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究室、研究グループぐるみの研究不正を主導し、複数の論文等を執筆・投稿した場合、若しくは、不正論文等の掲載時期が複数年度に及ぶ場合、又は、これらに相当する場合 ・ 研究活動を全く行わずに、複数の論文等を執筆・投稿した場合、又は、これらに相当する場合（調査対象者が、根拠となる実験ノート・データ等を全く提出せず、研究実態が確認できない場合や、論文等の根幹をなす部分を適切な引用なく流用した場合を含む。） <p>○ 指導的立場にある責任著者などにより指導した学生の論文等の不適切な流用</p> <p>○ 「指導的立場にある責任著者など」以外の著者の「故意」による不正行為が認められる場合であって、以下のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ データや画像等に不適切な加工・修正等を行い、若しくは、先行研究等と自己の研究成果を区別せず適切な引用を行わずに、多くの論文等を執筆・投稿した場合、又は、不正論文等の掲載時期が複数年度に及ぶ場合 ・ 不正行為が行われた箇所が、論文等の重要な部分である場合 ・ 不正行為が行われた箇所が、論文等の結論に影響を及ぼす場合
中	<p>○ 「指導的立場にある責任著者など」以外の著者の「故意」による不正行為が認められる場合であって、以下のいずれにも該当しないもの（上の「高」に該当しないもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ データや画像等に不適切な加工・修正等を行い、若しくは、先行研究等と自己の研究成果を区別せず適切な引用を行わずに、多くの論文等を執筆・投稿した場合、又は、不正論文等の掲載時期が複数年度に及ぶ場合 ・ 不正行為が行われた箇所が、論文等の重要な部分である場合 ・ 不正行為が行われた箇所が、論文等の結論に影響を及ぼす場合 <p>○ 「故意」による不正行為ではなく、「研究者としてわきまえるべき基本的な注意事項を著しく怠ったこと」による不正行為と認められる場合であって、以下のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ データや画像等に不適切な加工・修正等を行い、若しくは、先行研究等と自己の研究成果を区別せず適切な引用を行わずに、多くの論文等を執筆・投稿した場合、又は、不正論文等の掲載時期が複数年度に及ぶ場合 ・ 不正行為が行われた箇所が、論文等の重要な部分である場合 ・ 不正行為が行われた箇所が、論文等の結論に影響を及ぼす場合
低	<p>○ 「故意」による不正行為ではなく、「研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったこと」による不正行為と認められる場合であって、以下のいずれにも該当しないもの（上の「中」に該当しないもの）</p>

- ・ データや画像等に不適切な加工・修正等を行い、若しくは、先行研究等と自己の研究成果を区別せず適切な引用を行わずに、多くの論文等を執筆・投稿した場合、又は、不正論文等の掲載時期が複数年度に及ぶ場合
 - ・ 不正行為が行われた箇所が、論文等の重要な部分である場合
 - ・ 不正行為が行われた箇所が、論文等の結論に影響を及ぼす場合
- 指導的立場にある責任著者などによる不正な又は不適切な研究の指示、指導により、拒否することが困難な状況で不正行為を行った場合（※2）

(2) 「影響」（「研究の進展への影響」及び「社会的影響」）の考え方

- 「研究の進展への影響」については、学術的な新規性・価値、不正行為の内容の結論への影響等により判断する。
- 「社会的影響」については、不正論文等の流通範囲、被引用回数等により判断する。
- 表3に示す「研究の進展への影響」及び「社会的影響」の考え方（例）を踏まえそれぞれの影響を判断することを原則とする。表3によって判断することが合理的でない場合は、不正調査においてその理由を示したうえで判断を行う。その判断を踏まえ、表4により「不正行為の程度」の総合的な判断を行う。

表3 「研究の進展への影響」及び「社会的影響」の考え方（例）

程度	研究の進展への影響の考え方（例）	社会的影響の考え方（例）
高	次のいずれかに該当するもの ○不正行為が行われた箇所が、論文等の結論に影響する場合 ○公表された論文等の内容が真正であった場合に、学術的な新規性や価値が高いと認められるもの	次のいずれかに該当するもの ○論文等の内容・結論が医療や安全性に関する基準など、直接社会的・経済的な影響を生じうる場合 ○不正行為が、学問への信頼を著しく損なう場合 ○流通範囲が広い学術誌等に掲載された場合など社会的影響が高いと認められるもの
中	○公表された論文等の内容が真正であった場合に、学術的な新規性や価値が中程度と認められるもの	○流通範囲が中程度以下の学術誌等に掲載された場合など社会的影響が中程度と認められるもの
低	○公表された論文等の内容が真正であった場合に、学術的な新規性や価値が低いと認められるもの	○一部の関係者のみに頒布されているなど流通範囲が極めて限定されている媒体に掲載されたもの又は学会等での口頭発

	表のみである場合など社会的影響が低いと認められるもの
--	----------------------------

表4 表1における「影響」についての総合的な判断の方法

影響	研究の進展への影響	社会的影響
高	高	高
	高	中
	中	高
中	高	低
	中	中
	低	高
低	中	低
	低	中
	低	低

2 不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者に対する競争的研究費交付制限の措置の考え方

不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者に対する競争的研究費交付制限の期間については、関係府省連絡会申し合わせ別表2における不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者について、不正行為の程度（行為の悪質性及び影響（研究の進展への影響及び社会的影響））を踏まえて表5のとおり整理する。

表5 不正行為の程度及び競争的研究費交付制限期間の考え方

競争的研究費交付制限の対象者	不正行為の程度	交付制限期間
不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）	高	3年
	中	2年
	低	1年

「不正行為の程度」については、以下の考え方（例）を基に判断し、表5において対応する交付制限期間を講じる。

◎「不正行為の程度」の考え方（例）

責任著者など指導的立場にある研究者においては、研究の実施や論文等の執筆・投稿に当たり、論文等の公正性の確保のために、直接的に必要な確認を行う、又は、必要な確認体制・仕組みを構築し、他の研究者に確認を行わせるなど、管理責任を果たすことが求められる。

- このため、特定不正行為が認定された場合に、研究の実施や論文等の投稿に当たっての共著者間の確認体制が十分でない場合、又は、責任著者を含めた著者が、本来果たすべき確認等を怠ったと判断される場合は、「不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者」として認定する。
- 特に、不正行為に関与した者を指導・監督する立場にある責任著者等については、他の著者よりも、「不正行為の程度」が重くなることに留意する。
- 表6に示す「認定すべき「論文等の責任を負う著者」及び不正行為の程度の考え方（例）」を踏まえ、不正行為の程度を判断することを原則とするが、表6によることが合理的でない場合は、不正調査においてその理由を示したうえで、判断を行う。
- なお、著者として、本来果たすべき必要な確認等を行っており、不正行為を発見することが客観的に困難と考えられる場合は、「不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者」として認定することは要しない。

表6 認定すべき「論文等の責任を負う著者」及び不正行為の程度の考え方（例）

不正行為の程度	認定すべき「論文等の責任を負う著者」の考え方（例）	
	不正行為に関与した者を指導・監督する立場にある責任著者等	左欄以外の著者
高	・論文等の作成過程において、不正行為を防止する措置（実験ノート、生データ等の確認）を、故意に行っていない場合	・論文等の作成過程において、不正行為を防止する措置（実験ノート、生データ等の確認）を、故意に行っていない場合
	【不正行為に関与した者の競争的研究費交付制限年数が、6年以上の場合】 ・責任著者として本来果たすべき必要な確認等を怠ったことにより、	—

	複数の論文等において、不正行為を防止できなかった場合、又は、これらに相当する場合	
中	<p>【不正行為に関与した者の競争的研究費交付制限年数が、6年以上の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・責任著者として本来果たすべき必要な確認等を怠ったことにより、1編の論文等において、不正行為を防止できなかった場合 <p>【不正行為に関与した者の競争的研究費交付制限年数が、5年以下の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・責任著者として本来果たすべき必要な確認等を怠ったことにより、複数の論文等において、不正行為を防止できなかった場合、又は、これらに相当する場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・著者として本来果たすべき必要な確認等を怠ったことにより、複数の論文等において、不正行為を防止できなかった場合、又は、これらに相当する場合
低	<p>【不正行為に関与した者の競争的研究費交付制限年数が、5年以下の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・責任著者として本来果たすべき必要な確認等を怠ったことにより、1編の論文等において、不正行為を防止できなかった場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・著者として本来果たすべき必要な確認等を怠ったことにより、1編の論文等において、不正行為を防止できなかった場合
なし	<ul style="list-style-type: none"> ・著者として、本来果たすべき必要な確認等を行っており、不正行為を発見することが困難と考えられる場合（不正行為が常態化している場合を除く） 	

参考

「競争的研究費の適正な執行に関する指針」（平成17年9月9日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）別表2

不正行為に係る応募制限の対象者		不正行為の程度	応募制限期間	
不正行為に関与した者	1. 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年	
	2. 不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）	当該分野の研究への進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
		上記以外の著者	当該分野の研究への進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が小さいと判断されるもの	3～5年
	3. 1. 及び2. を除く不正行為に関与した者		2～3年	
不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）		当該分野の研究への進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年	
		当該分野の研究への進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が小さいと判断されるもの	1～2年	